

特許協力条約

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第12条、法施行規則第56条）

〔PCT36条及びPCT規則70〕

出願人又は代理人 の書類記号 PCT15004	今後の手続については、様式PCT/IPEA/416を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/056585	国際出願日 (日.月.年) 06.03.2015	優先日 (日.月.年) 10.03.2014
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N1/00(2006.01)i, B41J29/00(2006.01)i, B41J29/38(2006.01)i, B41J29/42(2006.01)i, G03G21/00(2006.01)i, G06F3/12(2006.01)i, H04M1/00(2006.01)i, H04M11/00(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) 京セラドキュメントソリューションズ株式会社		

<p>1. この報告は、PCT35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第57条（PCT36条）の規定に従い出願人に送付する。</p> <p>2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で <u>4</u> ページからなる。</p> <p>3. この報告には次の附属物も添付されている。</p> <p>a. <input checked="" type="checkbox"/> (出願人及び国際事務局に送付される) 附属書類は全部で <u>5</u> ページである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 補正された明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙、及び/又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（ただし、差し替えられ、又は取り消されたものを除く。）、並びに添付された書簡（PCT規則46.5, 66.8, 70.16, 91.2及びPCT実施細則第607号参照） <input type="checkbox"/> この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む差替用紙及び添付された書簡（PCT規則66.4の2, 70.2(e), 70.16及び91.2） <input type="checkbox"/> 第I欄4.及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替用紙によって差し替えられた用紙及び添付された書簡（PCT規則70.16(b)） <p>b. <input type="checkbox"/> (国際事務局のみに送付される) 配列表に関する補充欄に示すように、附属書C/ST.25テキストファイル形式のみで提出された配列表を含む電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類及び数を示す)。 (PCT実施細則附属書C第3の3段落参照)</p> <p>4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 国際予備審査報告の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
--

国際予備審査請求書を受理した日 06.11.2015	国際予備審査報告を作成した日 06.01.2016		
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 鈴木 肇	5V	5587
		電話番号 03-3581-1101 内線 3571	

第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この国際予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
 - 国際調査 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
 - 国際公開 (PCT規則12.4(a))
 - 国際予備審査 (PCT規則55.2(a)及び/又は55.3(a)及び(b))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に回答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

- 出願時の国際出願書類、又は、
- 明細書 第 1,3-10 _____ ページ、出願時に提出されたもの
 - 第 2,2/1 _____ ページ*、06.11.2015 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
 - 第 _____ ページ*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 請求の範囲 第 _____ 項、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ 項*、PCT 19 条の規定に基づき補正されたもの
 - 第 1-8 _____ 項*、06.11.2015 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 図面 第 1-8 _____ ページ/図、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
 - 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 配列表
配列表に関する補充欄を参照すること。

3. 補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) _____

4. この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったため、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則 70.2(c)及び(cの2))

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) _____

5. この報告は、PCT規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、

- 考慮に入れて作成された (PCT規則66.1(d)の2)及び70.2(e)。
- 考慮に入れずに作成された (PCT規則66.4の2及び70.2(e))。

6. トップアップ調査について(PCT規則66.1の3及び70.2(f))

- 国際予備審査機関は、06.01.2016 _____ 付けでトップアップ調査を行った。
 - トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された。
 - トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった。

7. この報告を作成するにあたり、補充国際調査機関である _____ から受領した補充国際調査報告を考慮した。(PCT規則 45 の 2.8(b)及び(c))

* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 1-8	有
	請求項 _____	無
進歩性 (I S)	請求項 1-8	有
	請求項 _____	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 1-8	有
	請求項 _____	無

2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

- 文献 1 : JP 2014-22960 A (ブラザー工業株式会社)
2014.02.03, 段落[0023], [0056]-[0058], [0061], 図 2
(ファミリーなし)
- 文献 2 : JP 2006-59083 A (株式会社リコー)
2006.03.02, 段落[0062]-[0063], [0088], 図 1
(ファミリーなし)
- 文献 3 : JP 2013-30965 A (京セラドキュメントソリューションズ株式会社)
2013.02.07, 段落[0064], 図 11
(ファミリーなし)
- 文献 4 : JP 7-84736 A (キヤノン株式会社)
1995.03.31, 段落[0070]
(ファミリーなし)
- 文献 5 : JP 2007-49750 A (シャープ株式会社)
2007.02.22, 段落[0064]-[0065], 図 11
(ファミリーなし)
- 文献 6 : JP 2013-157860 A (株式会社リコー)
2013.08.15, 段落[0043], 図 5
& US 2013/0194628 A1, 段落[0128], 図 5

請求項 1-8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 及びトップアップ調査において発見された文献 6 に対して新規性及び進歩性を有する。

文献 1 には、無線アンテナ部を介してアクセスポイントとの間で無線 LAN 通信を行う無線送受信部と、携帯電話のパネルと、第 1 MF P のパネルのどちらの方が視認性が高いかを判断する手段と、スキャンデータを携帯電話へ送信する手段を備える、画像処理装置が記載されている(段落[0023], [0056]-[0058], [0061], 図 2 参照)。

文献 2 には、セッションが確立すると、ネットワークインターフェイスは、印刷部数等の情報を含んだコンピュータ端末の画面の内容(画面情報)を受信し、受信した画面情報を表示部に表示する構成が記載されている(段落[0062]-[0063], [0088], 図 1 参照)。

文献 3 には、言語切替キーとしての複数の国旗アイコン N I のうちのいずれかがユーザーによって押下されると、機能設定キー F K の表示名の言語を、ユーザーから押下操作を受けた国旗アイコン N I に対応する言語に切り替える構成が記載されている(段落[0064], 図 11 参照)。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献4には、ホストコンピュータ1からスリープ制御命令によるスリープモード無効解除設定コマンドが出力されると、AND回路92に「L」信号が出力され、タイマ91の出力が「H」ならば、プリンタコントローラ3およびプリンタエンジン部4はスリープモードに入る構成が記載されている(段落[0070]参照)。

文献5には、報知ウインドウは、プリンタ状況画面(ウインドウ)の左端下方等、LCDに表示されている他のウインドウやキーと重ならない非重複位置で且つ露出位置に、その装置の状態を表わすトラブルアイコンとして退避して表示され、トラブルアイコンがユーザによってタッチされると、制御部は、LCDに表示されているコピー予約画面(ウインドウ)の略中央に、再びトラブルの内容を示す情報をウインドウにより表示する構成が記載されている(段落[0064]-[0065]、図11参照)。

文献6には、情報端末装置50が複合機20から受信した画面定義情報に従って操作画面を構築(U I 構築)する構成が記載されている(段落[0043]、図5参照)。

しかしながら、端末装置検知部が検知した端末装置に対してパネル情報の送信を要求することでパネル情報を受信すること及びユーザによる端末装置での操作の要求を受け付けることは、国際調査報告で引用された文献1-5及びトップアップ調査において発見された文献6のいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

手続補正書

(法第11条の規定による補正)

06.11.2015

特許庁審査官殿

1. 国際出願の表示 PCT/JP2015/056585

2. 出 願 人

名 称 京セラドキュメントソリューションズ株式会社
KYOCERA Document Solutions Inc.

あて名 〒540 - 8585 日本国大阪府大阪市中央区玉造1丁目2番28号
1-2-28, Tamatsukuri, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 540 - 8585 JAPAN

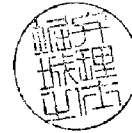
国 籍 日本国 JAPAN

住 所 日本国 JAPAN

3. 代 理 人

氏 名 弁理士 堀 城之
HORI, Shiroyuki

あて名 〒100 - 0013 日本国東京都
千代田区霞が関3 - 3 - 1 尚友会館1階
1F, Shoyu-kaikan Bldg., 3-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku
Tokyo 100-0013 JAPAN



4. 補正の対象

明細書及び請求の範囲

5. 補正の内容

(1) 明細書第2頁目第6段落：別紙のように補正する。

補正の根拠は下記の請求の範囲と同様です。

(2) 請求の範囲全体：別紙のように補正する。

補正後の請求項1は、補正前の請求項1に「パネル情報要求部」, 「パネル情報受信部」, 「操作要求受付部」を構成要素として加えたものです。

補正後の請求項4は、補正前の請求項4において、誤記を訂正したものです。

補正後の請求項7は、補正前の請求項7において、「操作要求受付部」について請求項1に合わせて書き換えを行ったものです。

補正後の請求項8は、補正前の請求項8において、「操作要求受付部」, 「端末装置操作利用部」について請求項1に合わせて書き換えを行ったものです。

補正後の請求項2, 3, 5, 6は補正前の請求項2, 3, 5, 6から変更がありません。

6. 添付書類の目録

(1) 明細書第2頁、第2/1頁

(2) 請求の範囲第11頁、第12頁

端末装置を検知する端末装置検知部と、該端末装置検知部が検知した前記端末装置に対し、パネル情報の送信を要求するパネル情報要求部と、該パネル情報要求部の要求に応じて前記端末装置から送信されてきたパネル情報を受信するパネル情報受信部と、該パネル情報受信部が受信したパネル情報に基づき、前記端末装置検知部が検知した前記端末装置の操作性が表示パネルより高いか否かを判別する操作性判別部と、該操作性判別部が表示パネルより操作性が高いと判別すると、前記端末装置での操作をユーザーに促す端末装置操作利用部と、ユーザーによる前記端末装置での操作の要求を受け付ける操作要求受付部と、該操作要求受付部が前記端末装置での操作の要求を受け付けると、前記端末装置に画面表示用のデータを送信する表示データ送信部とを備えることを特徴とする。

発明の効果

[0007] 本発明によれば、ユーザーが携帯する端末装置が自動的に検知され、端末装置の方が操作性が良い場合には端末装置を操作パネルとすることがユーザーに促されるので、端末装置の表示パネルを操作パネルとして利用することを促進できる。

また、普段使用していない画像形成装置でも、ユーザーが携帯している端末装置の方が操作性が良いか知ることができる。

図面の簡単な説明

[0008] [図 1]本発明の一実施形態の画像形成システムを示す概略図である。

[図 2]図 1 の画像形成装置の構成を示す概略図である。

[図 3]図 1 の画像形成装置の回路構成を示す概略図である。

[図 4]画像形成装置による端末装置利用処理を示すフローチャートである。

[図 5A]図 2 の表示パネルでの表示画像を示す第 1 の図である。

[図 5B]図 2 の表示パネルでの表示画像を示す第 1 の図である。

[図 6]端末装置の表示パネルでの表示画像を示す第 1 の図である。

[図 7A]図 2 の表示パネルでの表示画像を示す第 2 の図である。

[図 7B] 図 2 の表示パネルでの表示画像を示す第 2 の図である。

[図 7C] 図 2 の表示パネルでの表示画像を示す第 2 の図である。

[図 8] 端末装置の表示パネルでの表示画像を示す第 2 の図である。

発明を実施するための形態

[0009] <実施の形態>

まず、図 1 を参照して、本発明の実施の形態に係るプリントシステムの構

請求の範囲

- [請求項 1] (補正後) 通信可能な端末装置を検知する端末装置検知部と、
該端末装置検知部が検知した前記端末装置に対し、パネル情報の送信を要求するパネル情報要求部と、
該パネル情報要求部の要求に応じて前記端末装置から送信されてきたパネル情報を受信するパネル情報受信部と、
該パネル情報受信部が受信したパネル情報に基づき、前記端末装置検知部が検知した前記端末装置の操作性が表示パネルより高いか否かを判別する操作性判別部と、
該操作性判別部が表示パネルより操作性が高いと判別すると、前記端末装置での操作をユーザーに促す端末装置操作利用部と、
ユーザーによる前記端末装置での操作の要求を受け付ける操作要求受付部と、
該操作要求受付部が前記端末装置での操作の要求を受け付けると、前記端末装置に画面表示用のデータを送信する表示データ送信部とを備えることを特徴とする画像形成装置。
- [請求項 2] 該表示データ送信部で送信される該画面表示用のデータは、該表示パネルでの表示、及び、該表示パネルの操作で設定された設定値に基づき生成されることを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。
- [請求項 3] 該操作性判別部は、パネルサイズの大きなパネル方が操作性が高いと判断することを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。
- [請求項 4] (補正後) 該操作性判別部は、パネルの解像度が大きい方が操作性が高いと判断することを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。
- [請求項 5] 該操作性判別部は、モノクロパネルよりカラーパネルの方が操作性が高いと判断することを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。
- [請求項 6] 該操作性判別部は、該表示パネル側の表示言語と該端末装置側の表示言語が異なる場合には、該端末装置の方が操作性が高いと判断することを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。

- [請求項 7] (補正後) 前記操作要求受付部が前記端末装置での操作の要求を受けると、省エネ状態に移行する省エネ状態移行部を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。
- [請求項 8] (補正後) 前記操作要求受付部が前記端末装置での操作の要求を受け付けないと、前記端末装置操作利用部が前記端末装置での操作をユーザーに促すために表示した端末装置利用画面を、選択することにより再度前記端末装置利用画面を表示できるアイコンとして退避させるアイコン化部を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の画像形成装置。